

平成23年第3回定例会

教育警察常任委員会

ページ

I 議案補充説明

議案第5号 「三重県スポーツ推進審議会条例案」	1
-------------------------	---

II 請願説明

請願第6号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めるについて	
請願第7号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めるについて	
請願第8号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めるについて	
請願第9号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めるについて	
請願第10号 三重県立聾学校独自の寄宿舎存続を求めるについて	

III 所管事項説明

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（教育委員会関係）	5
2 「みえ県民力ビジョン（仮称）」（中間案）について（教育委員会関係）	6
3 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について（教育委員会関係）	15
4 台風12号による被害と対応状況について	36
5 全国学力・学習状況調査について	40
6 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（三重県）について	44
7 国民体育大会の開催招致について	50
8 岐阜マリンスポーツセンターの廃止について	51
9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告	54
10 審議会等の審議状況	74

平成23年10月7日

教育委員会

議案第5号 「三重県スポーツ推進審議会条例案」

1 制定理由

「スポーツ振興法」(昭和36年制定)が全部改正され、平成23年8月24日に「スポーツ基本法」が施行されました。

これまで三重県スポーツ振興審議会が果たしてきた役割を踏まえ、引き続き本県のスポーツ施策に各層の専門的分野からの幅広い意見を反映するため、審議会を設置する必要があります。

2 主な制定内容

- (1) 審議会の名称を、これまでの「三重県スポーツ振興審議会」から、「三重県スポーツ推進審議会」に改めます。
- (2) 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議することを規定します。
- (3) 審議会の委員は、教育委員会が知事の意見を聴いて任命することを規定し、委員数を、これまでの15人以内から、20人以内に改めます。
- (4) 特別の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができるなどを規定します。

3 施行期日

公布の日から施行

スポーツ基本法の施行にともなう主な変更点について

1 全体に関するもの

(1) スポーツは文化（前文）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」ことなどが示されました。

(2) スポーツ権（前文）

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」と、スポーツ権について明記されました。

(3) スポーツの多面的な価値（前文）

スポーツは、「人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する」とともに、「国民経済の発展にも広く寄与するものである」とされ、スポーツをこれまで以上に多面的にとらえ、推進する必要があることが示されました。

(4) 障がい者のスポーツ（第2条、第26条）

「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と、障がい者のスポーツについて明記されました。

また、全国障害者スポーツ大会についての記述が、国体と並記されました。

(5) スポーツ団体の努力（第5条）

スポーツ団体が、スポーツの推進に主体的に取り組む努力をするよう示されました。

2 地方に関するもの

(1) スポーツの推進に関する計画（第10条）

「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、これまでの義務規定から、努力規定になりました。

(2) 学校における体育の充実（第17条）

地方公共団体は、学校における体育の充実に努めなければならないことが示されました。

(3) スポーツ・レクリエーション活動（第24条）

地方公共団体は、スポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、スポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施などの施策を講ずるよう努めなければならないことなどが示されました。

(4) スポーツ振興審議会（第31条）

・「審議会その他の合議制の機関を置くことができる」とされ、これまでの必置から、「できる」規定になりました。

・審議会の名称が「スポーツ振興審議会等」から「スポーツ推進審議会等」に変わりました。

(5) スポーツ推進委員（第32条）

これまでの「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」と名称が変更されました。

○三重県スポーツ推進審議会条例案新旧対照表

改 正 案

三重県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十
八号）第三十一条の規定に基づく審議会その他の
合議制の機関として、三重県スポーツ推進審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、ス
ポーツの推進に関する重要事項について調査審議
し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議
する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委
員の数は、委員の総数の十分の四未満とならない
ものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない
事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、スポーツに関する学識経験のある
者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員
会が知事の意見を聴いて任命する。

(任期)

(任期)

第三条

2 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 審議会の委員は、再任されることができる。
3 2 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終
了したときは、退任するものとする。

(専門委員)

第五条 特別の事項を調査するために必要があると
きは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 前項の専門委員は、学識経験を有する者及び関
係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命
する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査を終
了したときは、解任されたものとみなす。
(会長及び副会長)

現 行

三重県スポーツ振興審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、スポーツ振興法（昭和三十六
年法律第二百四十一号）第十八条の規定により設置
せられる三重県スポーツ振興審議会（以下「審議
会」という。）について必要な事項を定めるもの
とする。

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議するために必要
があるときは、専門委員を置くことができる。

3 前項の専門委員は、学識経験を有する者及び関
係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱又
は任命する。

(任期)

(任期)

第三条

2 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 審議会の委員は、再任されることができる。
3 2 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終
了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりて定める。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、会長が審議会に諮つて定める。

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、会長が審議会に諮つてこれを定める。

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に關係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(細則)

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(教育委員会関係)

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
122	学校教育の充実	教育委員会	学校施設の耐震化整備は早急に完了するよう、取り組む必要がある。市町によって進捗に差がある小中学校についても、完了を急ぐ必要がある。	<p>県立学校の耐震化については、平成25年度末の完了に向けて計画的に推進しています。耐震化率は平成23年4月1日現在で96.9%です。</p> <p>また、公立小中学校の耐震化率は95.2%となっています。このため、早期に耐震化が完了するよう、市町等教育長会議などで働きかけを行うとともに、事業を実施。(予定)の市町に出向き、事業内容の確認作業を行うなど市町と連携を密にして補助事業の円滑な執行を図っています。</p> <p>今後も小中学校の耐震化が進むよう支援に努めるとともに、国に補助制度の拡充を要望してまいります。</p>
132	スポーツの振興	教育委員会	県民のスポーツへの关心や意欲を高めるのに効果が高いので、大規模大会の誘致に引き続き取り組んでほしい。	平成23年3月策定の「第7次三重県スポーツ振興計画」において、県民の夢づくりとして大規模大会の開催招致をかけているところです。今後とも大規模大会招致に向けた取組を進めてまいります。

2 「みえ県民力ビジョン（仮称）」（中間案）について (教育委員会関係)

みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》における施策・行政運営の体系
(◎は教育委員会主担当)

□ 施策

[政策展開の基本方向(三つの柱)]	[政策]	[施策]	教育委員会主担当
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～	111 防災対策の推進 112 治山・治水・海岸保全対策の推進	
	2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	121 交通安全対策の推進 122 犯罪対策の推進 123 消費生活の安全の確保 124 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保 125 感染症対策の推進	
	3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	131 健康対策の推進 132 医療体制の整備	
	4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～	141 社会福祉の充実 142 高齢者福祉の充実 143 障がい者の自立と共生	
	5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進 152 廃棄物対策の推進 153 大気環境の保全 154 水環境の保全	
	6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用 162 社会全体で支える森林づくり	
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現 212 男女共同参画社会の実現 213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進 214 NPOの参画による協働社会づくり	
	2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～	221 子育て環境の整備 222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上 223 学校教育の充実	◎
	3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～	231 地域の実情に応じた多様な雇用支援 232 職業能力開発への支援 233 いきいきと働ける就労環境づくり	
	4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～	241 生涯学習の振興 242 文化の振興 243 スポーツの推進	◎

5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 地域の特性を生かした地域づくり	
	252 農山漁村の振興	
	253 東紀州地域の振興	
	254 快適な住まいまちづくり	
	255 交通網の整備	

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕	教育委員会主担当
Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農産物の供給 312 農業生産構造の確立 313 林業の振興 314 水産業の振興 315 農林水産業の新たな価値の創出	
	2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生み出す強じんで多様な産業～	321 強じんな産業構造基盤づくりの推進 322 ものづくり三重の推進 323 地域の活力を生かした産業の推進 324 科学技術の振興 325 観光・交流産業の振興	
	3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	331 道路網・港湾の整備 332 水資源の確保 333 エネルギー対策の推進	

□ 行政運営

行政運営		教育委員会主担当
行政運営 1	「みえ県民力ビジョン」の推進	
行政運営 2	県行政の自立的な運営	
行政運営 3	県財政の的確な運営	
行政運営 4	適正な会計事務の確保	
行政運営 5	土地の計画的な利用の促進	
行政運営 6	分権型社会の実現	
行政運営 7	県情報の発信と共有の推進	
行政運営 8	ITの利活用	
行政運営 9	公共事業推進の支援	

施策 223

学校教育の充実

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～
II-2 子育て・教育
II-2-1 子育て環境の整備
II-2-2 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上
II-2-3 学校教育の充実

(主担当部局：教育委員会)

めざす姿

子どもたちが、学力と社会への参画力、豊かな心、健やかな体を身につけ、地域に開かれた信頼される学校づくりが進められ、さまざまな主体で教育に取り組む社会が形成されています。

平成27年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となった質の高い教育が提供され、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、郷土への愛着や豊かな心を育みながら、充実した学校生活をおくっています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
学校に満足している子どもたちの割合		

〔目標項目の説明〕

- ・県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の児童生徒が学校に満足している割合（教育委員会小中学校教育室、高校教育室調べ）

現状と課題

- ・子どもたちの学力低下が懸念されており、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、その知識・技能を生かす力を育み、社会への参画力を高めることが求められています。
- ・雇用の多様化・流動化が進む中、子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につけ、進路希望を実現するための取組が必要です。特に、特別支援学校では、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。
- ・子どもたちのいじめや暴力行為等に対して、学校だけでは対応することが困難な事例も見られ、また、子どもたちが被害者となる事件等も多く発生しているため、専門家の活用や関係機関等との連携を一層図る必要があります。
- ・学校が、複雑化の一途をたどる社会状況に適応しながら、質の高い教育活動を行うには、その組織力を向上させながら、家庭や地域との連携を深めていくことが求められています。
- ・多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。
- ・大規模地震等の災害の発生が危惧されており、子どもたちへの防災教育、環境整備の充実が

求められています。

- ・生徒数の確保が難しくなっており、私立学校を取り巻く経営環境は厳しくなっています。また、震災等による景気動向が不透明な中、保護者等の経済的負担が相対的に高まっています。

取組方向

- ・基本的な生活習慣の確立や学力の定着・向上をめざし、少人数教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めます。
- ・子どもたちの発達段階や個々の障がいの状態に応じたキャリア教育を拡充して展開するとともに、高校生等の就職対策を充実します。また、特別支援学校では、就労・自立に向けて、子どもたちの特性を生かした特色ある教育課程の編成を進めます。
- ・いじめや暴力行為等問題行動に対しては、学校・家庭・地域や各関係機関の連携・協力を進め、子どもたちにとって安全・安心な学校・学級づくりを推進します。
- ・全ての公立学校において、学校経営品質向上活動の充実を図りながら、家庭や地域との連携に取り組み、開かれた学校づくりを推進します。
- ・県全体の教育力を高めるために、教職員一人ひとりに応じた研修を実施します。
- ・災害発生に備え、子どもたちの安全・安心を確保するため、発達段階に応じた防災教育を推進するとともに、学校におけるソフト・ハード両面の防災対策を強化します。
- ・個性豊かで多様な教育に取り組む私立学校への支援を行い、教育環境の維持、向上や保護者等の経済的負担の軽減に取り組みます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
授業内容を理解している公立小中学校の児童生徒の割合		
学校生活をとおして、自己実現が図られた県立高等学校の生徒の割合		
県立特別支援学校高等部卒業生の就労内定率		
1,000人あたりの暴力行為発生件数		
学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合		
保護者や住民等の参画による学校運営に取り組んでいる学校の割合		
教職員1人あたりの研修への参加回数		
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合		
特色化教育等実施事例数		

〔目標項目の説明〕

- ・県内の公立小学校5年生、中学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合（教育委員会小中学校教育室調べ）

- ・県立高等学校3年生で、自己実現が図られたと回答した生徒の割合（教育委員会高校教育室調べ）
- ・事業所就労を希望している県立特別支援学校高等部生徒の就労内定者の割合（教育委員会特別支援教育室調べ）
- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）における本県の公立小中高等学校での暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数（教育委員会生徒指導・健康教育室調べ）
- ・登下校時の子どもたちの安全を見守る学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合（教育委員会生徒指導・健康教育室調べ）
- ・コミュニティ・スクール、学校支援地域本部事業もしくは学校関係者評価を実施している学校の割合（教育委員会教育改革室・社会教育・文化財保護室調べ）
- ・教育委員会研修分野が主催・支援する研修への教職員1人あたりの年間参加回数（教育委員会研修企画・支援室調べ）
- ・地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合（教育委員会教育総務室調べ）
- ・私立中学校・高等学校におけるキャリア教育、環境教育等特色ある教育への取組事例数（生活・文化部 生活・文化総務室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目標
22301 児童生徒の学力の定着と向上 (主担当:教育委員会小中学校教育室)	家庭や地域と連携し、児童生徒の学力の定着と向上を図る取組を計画的・継続的に進めます。
22302 社会へ参画する力の育成 (主担当:教育委員会高校教育室)	生徒が社会人として自立するのに必要な力を身につける取組を進めます。
22303 特別支援教育の推進 (主担当:教育委員会特別支援教育室)	障がいのある子どもたちが、自立と社会参加に必要な力を身につける取組を進めます。
22304 豊かな心を育む教育の推進 (主担当:教育委員会生徒指導・健康教育室)	子どもたちが規範意識や社会性を身につけ、豊かな心を育む取組を進めます。
22305 子どもたちの安全の確保と健康の増進 (主担当:教育委員会生徒指導・健康教育室)	子どもたちが安全で安心な学習環境の中で、健康の保持増進の取組を進めます。
22306 開かれた学校づくりの推進 (主担当:教育委員会教育改革室)	公立学校において、学校経営品質向上活動を基盤とし、家庭や地域との連携によるコミュニティ・スクールや学校関係者評価などをとおして特色ある開かれた学校づくりを進めます。
22307 教職員の資質の向上 (主担当:教育委員会研修企画・支援室)	教職員の教科等の実践的な指導力を高める取組を進めます。
22308 防災教育の推進と学校施設等の整備 (主担当:教育委員会学校施設室)	防災教育を充実するとともに、子どもたち、教職員にとって安全・安心な学校施設等の整備を進めます。
22309 私学教育の振興 (主担当:生活・文化部 生活・文化総務室)	経常的経費等への補助などにより、特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

関連する施策

関連する個別計画

施策 243

スポーツの推進

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実現するために～
II-4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり
II-4-1 生涯学習の振興
II-4-2 文化的振興
II-4-3 スポーツの推進

(主担当部局：教育委員会)

めざす姿

県民の皆さんのが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進むことにより、地域に活力が生まれています。

平成27年度末での到達目標

子どもたちが自ら運動に親しむ習慣を身につけるとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツや競技スポーツが充実し、スポーツ施設が多くの方に利用されることで、県民の皆さんのが、いつでも気軽にスポーツに親しめる環境が広がっています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
公立スポーツ施設の利用者数		

〔目標項目の説明〕

- ・県営スポーツ施設（教育委員会所管外の施設も含む）および市町のスポーツ施設の年間利用者数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

現状と課題

- ・日常生活の中で体を動かす機会が減少し、子どもたちの体力は全国との比較において依然低い状況にあります。
- ・総合型地域スポーツクラブが、さまざまな運営上の課題に直面している状況にあることから、クラブの定着と安定した運営が求められています。
- ・本県の競技力は、人口等同規模の他県と比較して低位の状況にあると考えられることから、より効果的な選手強化やジュニア競技者の発掘・育成、指導者養成等が課題となっています。
- ・県営スポーツ施設の多くが老朽化していることから、施設の計画的な維持修繕等による適正な整備・管理運営や情報提供が求められています。

取組方向

- ・教員の資質向上と体育科・保健体育科授業の工夫改善を一層推進するとともに、子どもたちが運動に親しむ機会を拡充することによって、子どもたちの体力の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するとともに、県民がスポーツに親しみ、交流することのできる機会を提供し、地域の活性化につなげます。
- ・大規模大会の開催も見据え、中長期的な展望に立った選手の育成・強化や指導者の養成に取り組むとともに、本県選手の活躍が、県民のスポーツへの意欲と関心の高まりにつながるよう取組を進めます。
- ・スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりの場を提供するため、県営スポーツ施設を適正に整備・管理運営するとともに、積極的な情報提供等により、利用の促進を図ります。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合		
総合型地域スポーツクラブの会員数		
国民体育大会の男女総合成績		
県営スポーツ施設年間利用者数		

〔目標項目の説明〕

- ・新体力テストのテスト項目（握力、50m走など8テスト項目）について、それぞれの測定結果を得点に換算し、合計点の高い「A」から合計点の低い「E」までの5段階に判定される総合評価において「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・県内の総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・国民体育大会における正式競技の参加得点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・教育委員会が所管する県営スポーツ施設（県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目標
24301 子どもたちの元気づくり (主担当：教育委員会スポーツ振興室)	子どもたちが、運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わい、日常的に運動に親しむ習慣を身につけることによって、体力の向上を図ります。
24302 地域の活力づくり (主担当：教育委員会スポーツ振興室)	県民の誰もが、それぞれの目的に応じて、日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、地域の活性化につなげます。
24303 県民の夢づくり (主担当：教育委員会スポーツ振興室)	大規模大会の開催や競技力の向上により、県民のスポーツへの意欲と関心を高め、スポーツに取り組むきっかけとします。
24304 元気の基礎づくり (主担当：教育委員会スポーツ振興室)	スポーツに対するさまざまな関わりの場の充実を図るとともに、情報の提供などによって県民のスポーツ参加を促します。

関連する施策

関連する個別計画

3 三重県版事業仕分け(公開仕分け)の結果報告について (教育委員会関係)

平成23年9月17日、教育委員会事務局所管の7事業を対象として、三重県版事業仕分け(公開仕分け)が実施されました。この結果について、次のとおり報告します。

1 判定結果

判 定	事業数	事 業 名
不要	0	
再検討	3	・美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業費 ・高等学校定時制通信制教育教科書学習書給与費 ・高等学校定時制通信制修学奨励費
国・広域	0	
市町	0	
県・要改善	3	・定時制高等学校夜食費補助事業費 ・地域との絆を育む高校生支援事業費 ・キャリア教育バージョンアップ事業費(うちモデル事業)
県・現行通り	0	
県・拡充	1	・外国人児童生徒教育推進事業費
合 計	7	

(添付資料)

- ・ 公開仕分け判定結果一覧
- ・ 事業シート(概要説明書)

2 今後の対応

- ・ 今後、平成24年度当初予算調製方針のなかで、仕分け結果に対する取扱方針が明示されますので、これに基づいて対応してまいります。
- ・ 仕分け結果につきましては、市町をはじめとする関係者に対して、丁寧な説明と十分な協議・調整を行ってまいります。

公開仕分け判定結果一覧

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源	
						不要	再検討	国・広域	市町	県要改善	県現行通り	県拡充			
2-3	教育委員会事務局 スポーツ振興室	美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業費	市町間の交流・連携を図り、県内の地域スポーツの振興に寄与するため、「美(うま)し国三重市町対抗駅伝」を開催する。	②事業の終期設定について検討を要するもの(妥当性) 市町村合併後の市町の交流・連携を図るため開催している事業であり、終期の設定を検討すべき。	再検討	1	2			1	1		【再検討】 ・目的があいまい。市町交流を目的とするならば、それに絞り込んでいくべき。 ・目的を達成する手段として、「市町対抗の駅伝大会」でなければならない理由は乏しい。実際の効果も不明。 ・経済波及効果など副次的効果も分析して県民に示すべき。 【要改善】 ・広域的な競技選手育成につなげていくべき。	7,500	0
2-4	教育委員会事務局 小中学校教育室	外国人児童生徒教育推進事業費	外国人児童生徒受け入れ体制整備事業(国1/3、県1/3、市町1/3)において、初期適応指導教室を行う市町へ補助を行うほか、外国人児童生徒教育総合支援事業(県単)において、7市町へ教科指導型日本語指導事業の委託やコーディネータ派遣などを行う。	③県と市町の役割分担(県の関与の度合い)について検討を要するもの(必要性) 小中の外国人児童生徒の指導は市町でも実施していることから、市町の自立的な活動に任せて県の関与を縮小すべき。	県拡充		1		1	1		2	【拡充】 ・国籍に関わらず全ての児童・生徒に学びの機会を提供することは人権の問題として当然のこと。工夫、改善の余地はあると思うが人材的にも財源的にも市町で対応困難な部分については県が更なる補完をしていくべき。 ・県と国、市町との役割づけを明確にすべき。 【再検討】 ・国、県、市町の役割分担が不明確(但し、これは県の責任だけではない)。 【市町】 ・巡回相談員(11名)が202校を巡回するのは広く浅くの対応になる。	35,580	25,070
2-5	教育委員会事務局 高校教育室 生徒指導・健康教育室	高等学校定時制通信制教育教科書学習費給与費	高等学校定時制及び通信制課程に学ぶ勤労青少年の経済的負担を軽減するため、教科書等購入費を扶助する。	①補助金・負担金の目的・効果について検討を要するもの(妥当性・有効性) 制度の創設時(昭和30年代)から社会情勢が大きく変化している。本事業以外に、現在では、奨学生貸与の制度や授業料無償化などの支援策もあることから、事業の見直しを検討すべき。	再検討		3			2			【再検討】 ・勤労生徒への支援という当初の意義や、定時制・通信制の環境は大きく変化している。 ・利用するには申請基準が難しい。もっと多くの生徒が使えるように事業を見直すことが大切。 【要改善】 ・経済的事情等で修学が困難な生徒への支援ということであれば、全日制も含めて認定対象や給付のあり方など改善を検討すべき。 ・経済的理由により、修学に問題のある生徒の支援に集中すべき。	5,802	5,802
2-6	教育委員会事務局 高校教育室 生徒指導・健康教育室	高等学校定時制通信制修学奨励費	高等学校定時制及び通信制課程に学ぶ勤労青少年の経済的負担を軽減し、就学意欲の増進を図るため、修学奨励金を貸与する。(卒業すれば返還免除)		再検討		2	1		1	1		【再検討】 ・修学奨学金に一本化して、利子補給(全額)に転換をすべき。 ・民間の奨学金等との役割分担の検討も必要。 【要改善】 ・返済免除を受けた卒業生がどのような状況になつたのか追跡調査の必要がある。	3,270	3,210

公開仕分け判定結果一覧

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳:						判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源	
						不要	再検討	国・広域	市町	県 要改善	県 現行通り	県 拡充			
2-7	教育委員会事務局 高校教育室 生徒指導・健康教育室	定時制高等学校夜食費補助事業費	高等学校定時制及び通信制課程に学ぶ勤労育成少年の経済的負担を軽減し、健康を保持するため、夜間定時制課程の生徒の夜食費を補助する。	①補助金・負担金の目的・効果について検討を要するもの(妥当性・有効性) 制度の創設時(昭和30年代)から社会情勢が大きく変化している。本事業以外に、現在では、奨学生貸与の制度や授業料無償化などの支援策もあることから、事業の見直しを検討すべき。	県 要改善		1			4			【要改善】 ・昭和30年代との社会経済状況が大きく異なるなかで、現在給付を受けている生徒が助かっていることは良くわかるが、現行制度では経済的事由により修学が困難な生徒のうち、支援が抜け落ちている面もあるのではないか。抜本的な見直しを求める。 ・経済的事由により修学に問題のある生徒の支援に集中すべき。 【再検討】 ・本来は修学奨学生に一本化すべきと思うが、出席へのインセンティブの要素があるならば、別 の方法も考えても良いのではないか。	2,186	2,186
3-1	教育委員会事務局 高校教育室	地域との絆を育む高校生支援事業費 ①地域貢献活動モデル校指定事業 ②高校生フェスティバル	高校生が社会に参画する力を育むため、地域で社会貢献活動等を行い、その成果について発表会を開催し、報告書を作成する。	②事業の終期設定について検討をするもの(妥当性) 東日本大震災を受け、社会貢献活動等の重要性は浸透してきていることから、終期の設定について検討すべき。	県 要改善	2			3				【要改善】 ・全体会のロードマップが必要。(目標設定がないままで) 【再検討】 ・目標が定められておらず、拡大が進まない原因が把握されていない。	6,318	6,318
3-2	教育委員会事務局 高校教育室	キャリア教育バージョンアップ事業費(うちモデル事業)	小中高と段階的なキャリア教育を行う。(14市町) 学校での学習と企業における長期実習を組み合わせた取組を行う。(6校) 仕入れから販売までなど実践的な学習を行う。(7校)	②事業の終期設定について検討をするもの(妥当性) ⑥事業効果について検証が必要なもの(有効性) 5年以上継続するモデル事業であり、効果を検証し見直すべき。	県 要改善					4	1		【要改善】 ・キャリア教育の実践研究については、効果測定の方法を考えて欲しい。 ・デュアルシステムや職業教育は、離職率等の成果指標の活用の仕方を検証し、効果が測定されたうえで、次のステップに進むべき。 ・デュアルシステムは、産業界が関与しやすい体制づくりが必要。 ・デュアルシステムの普及が進まない原因を検証し、今までの結果の分析することにより、手法を含めて見直しすべき。 ・デュアルシステムの受講者の離職率を把握して欲しい。 ・デュアルシステムの自己負担の割合をもっと増やすことが出来るのではないか。	10,494	9,534

事業シート(概要説明書)			
予算事業名	美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	スポーツの振興	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	なし	担当室	スポーツ振興室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	学校体育・生涯スポーツグループ
事業の必要性・実施の背景	市町村合併後の市町交流・連携を進めるとともに、各市町においてはスポーツを通して地域の一体感が醸成されていくことをねらいとしている。市町対抗形式の県内唯一のスポーツイベントとして定着しつつあり、かつ県民の関心も年々高まりを見せる中、本県のスポーツ振興に欠かせないものとなっている。また、継続的な大会の開催は、次代の三重のスポーツを担う人材発掘にもつながってきている。		
目的(何をどうするために)	市町間の交流・連携を図り、一層の市町振興と県民がスポーツをより身近なものに感じることを目的として実施している。		
目標(何がどうなれば達成か)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町間の交流・連携により、市町振興が図られている。 ・県民のスポーツに対する関心が高まっている。 ・市町交流市場(物産展)に県内全市町より出展される。 ・次代の三重のスポーツを担う人材発掘が進んでいる。 		
対象(誰・何を対象に)	駅伝大会を通して、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての立場の県民		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体：) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (負担金 負担先：実行委員会)		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市長会、町村会をはじめとする多くの関係者により実行委員会を組織し推進している。 ・県、市町村振興協会、特別協賛企業等による負担金により運営されている。 <p>1. 市町対抗形式による駅伝競技の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県庁(津市)から三重県営総合競技場陸上競技場(伊勢市)までの10区間、42.195kmにおいて、県内全市町が参加し実施 <p>2. 市町交流市場(物産展)の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅伝ゴール地点の三重県営総合競技場陸上競技場において、市町交流市場(物産展)を開催している。 		
事業内容(手段、手法など)	<p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p>		
関連事業(同一目的事業等)	なし		

事業シート(概要説明書)

予算事業名	美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業費				事業開始年度	平成19年度			
	H23年度(予算)		H22年度(決算)		H21年度(決算)	H20年度(決算)			
事業費	報酬	1,747 千円		1,727 千円	1,601 千円		1,239 千円		
	委託料	2,780 千円		2,789 千円	12,353 千円		2,727 千円		
	需用費	836 千円		834 千円	728 千円		975 千円		
	役務費	1,428 千円		1,438 千円	1,475 千円		1,443 千円		
	その他	709 千円		712 千円	793 千円		1,116 千円		
	事業費合計	7,500 千円		7,500 千円	16,950 千円		7,500 千円		
	担当正職員	0.3人	2,702 千円	0.35人	3,331 千円	0.35人	3,315 千円		
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円		
人件費	人件費合計	0.3人	2,702 千円	0.35人	3,331 千円	0.35人	3,315 千円		
	総事業費	10,202 千円		10,831 千円		20,265 千円			
財源	国庫支出金	千円		千円		9,450 千円			
	地方債	千円		千円		千円			
	その他特財	7,500 千円		5,000 千円		7,500 千円			
	一般財源	千円		2,500 千円		千円			
	財源合計	7,500 千円		7,500 千円		16,950 千円			
事業実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度		
	美(うま)し国三重市町対抗駅伝				回	1	1		
効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/ 美(うま)し国三重市 町対抗駅伝		千円	10,831	20,265	11,237		
	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度		
事業成果 (事業目標達成状況)	コース沿道観戦・応援者数				人	110,000	120,000		
	競技場来場者数				人	10,000	10,000		
	市町交流市場テントブース数				張	25	22		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> 三重県、各市町、各種団体、企業等の連携・協働によって事業が円滑に運営され、県民のイベントとして定着してきた。 「第7次三重県スポーツ振興計画」により、本年度を起点とした4年後の平成26年度(第8回大会)時点で事業見直しを行う。 県内全市町が、より参加しやすい大会とするため、駅伝競技の内容を見直す必要がある。 								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	(青森県) 青森県民駅伝競走大会 開催回数19回 7,950千円(県負担)								
特記事項 (事業の沿革等)	なし								

「第4回美し国三重市町対抗駅伝」収支決算書

(単位 円)

I 収入の部				
科 目	予算額	決算	予算との増減	摘要
負担金	15,000,000	15,000,000	△ 0	三重県 三重県市町村振興協会
協賛金	15,000,000	15,107,369	107,369	大会特別協賛 その他プログラム協賛
雑収入	35,876	253,556	217,680	繰越金/雑収入
収入合計	30,035,876	30,360,925	325,049	
II 支出の部				
科 目	予算額	決算	予算との増減	摘要
報酬	6,580,000	6,993,692	△ 413,692	事務局員経費 旅費 等
委託料	11,177,900	11,292,788	△ 114,888	ガードマン委託 規制看板委託 等
需用費	3,500,000	3,376,212	123,788	印刷製本費 消耗品費 等
役務費	5,747,214	5,821,535	△ 74,321	広報費 等
その他	3,030,762	2,848,562	182,200	使用料・賃借料等
支出合計	30,035,876	30,332,789	△ 296,913	

※差引額 28,136円 (収入30,360,925円－支出30,332,789円) は第5回大会へ繰り越し

第5回美し国三重市町対抗駅伝実行委員会

(敬称略)

実行委員会役職	名 前	所属名・役職名
会 長	鈴木 英敬	三重県知事
副会長	豊田 利一	三重陸上競技協会会長
副会長	亀井 利克	三重県市長会会長 (名張市長)
副会長	谷口 友見	三重県町村会会长 (大紀町長)
副会長	土岐 正紀	中日新聞社三重総局長
委 員	梶田 郁郎	三重県政策部理事
委 員	真伏 秀樹	三重県教育委員会教育長
委 員	小林 壽一	三重県市町教育長会会长
委 員	田中 敏夫	三重県体育協会理事長

実行委員会役職	名 前	所属名・役職名
顧 問	山本 敦和	三重県議会議長
顧 問	佐藤 肇	三重県市議会議長会会长 (桑名市議会議長)
顧 問	飯田 徳昭	三重県町村議会議長会会长 (朝日町議会議長)
顧 問	志田 行弘	三重テレビ放送代表取締役社長
顧 問	丹羽 勇	三重エフエム放送代表取締役社長
参 与	寺田 好男	J A三重信連理事長

事業シート(概要説明書)

予算事業名	外国人児童生徒教育推進事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	学校教育の充実	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約(A条約) 児童の権利に関する条約、学習指導要領	担当室	小中学校教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	一
事業の必要性・実施の背景	<p>公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は0.934%と、全都道府県中、最も高い数値(平成20年度)となっている。また、在籍学校数は202校(平成23年5月1日調査)で、約4割にあたる学校に当該児童生徒が在籍しており、広域化が進んでいる。このような中、受入体制が整備されていない学校で、当該児童生徒を受け入れるケースや、外国人児童生徒を初めて受け入れる地域も多々出てきている。さらに、将来、社会の一員として共に生きていくうえで必要な力を身につけるための、学習言語としての日本語の習得という新たな課題に多くの市町が直面しており、それらへの対応も求められている。</p>		
目的 (何をどうするため)	<p>すべての公立小中学校において、外国人児童生徒に係る教育水準の確保と機会均等を図るために、また、市町が持続的に改善に取り組むようにするために、外国人児童生徒の就学を促進し受入体制に係る取組を支援するとともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図る。さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語の習得を支援する。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>専門性を生かした支援及び調査研究・普及を進め、すべての市町が、外国人児童生徒教育に関する受入体制の整備、日本語指導や学校生活への適応指導、学習言語としての日本語の習得等のノウハウをもつようになる。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	公立小中学校、市町等教育委員会		
実施方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>直接実施 <input checked="" type="checkbox"/>業務委託 又は <input type="checkbox"/>指定管理 (委託先又は指定管理者: 7市の教育委員会へ教科指導型日本語指導調査研究委託: 7,000千円 財団法人三重県国際交流財團へ外国人児童生徒教育コーディネーター派遣委託: 1,300千円) <input checked="" type="checkbox"/>補助金 (直接) 間接 (補助先: 市町 実施主体: 市町等教育委員会) <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/>その他 ()</p>		
事業概要	<p>①就学年齢にある外国人の子どもに対する就学促進を図るため、受入体制に係る取組を支援する。 【外国人児童生徒受入体制整備事業】市町への補助事業 (国1/3、県1/3、市町1/3) 21,000千円 ○外国語が話せる地域人材を活用した指導の補助 ○就学促進員を活用した不就学等への対応 ○保護者への学校制度に関する説明会の開催 ○初期適応指導教室への支援</p> <p>②多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒が学ぶ楽しさを感じられるよう日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図る。また、将来、社会の一員として共に生活していくよう外国人児童生徒の学習言語としての日本語の習得を支援する。【外国人児童生徒教育総合支援事業】 14,580千円 ○巡回相談員の派遣 (11人) ・学校への巡回訪問による日本語指導・適応指導 ○専門員の配置 (1人) ・電話等による教育相談、翻訳等 ○外国人児童生徒教育担当者会議の開催 (県内6会場) ・日本語指導の研修、実践交流会の開催等 ○学習言語としての日本語の習得のための体制整備 (7市に委託) 【外国人児童生徒の学習支援事業】 ・教科指導型日本語指導 (JSLカリキュラム) に関する指導方法等の確立 ○専門的な知識や技術を持つコーディネーターの学校への派遣 (2名) 【外国人児童生徒教育コーディネーター派遣事業】 ・外国人児童生徒の受入れや日本語指導等、教員への指導・助言</p>		
事業内容 (手段・手法など)	※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

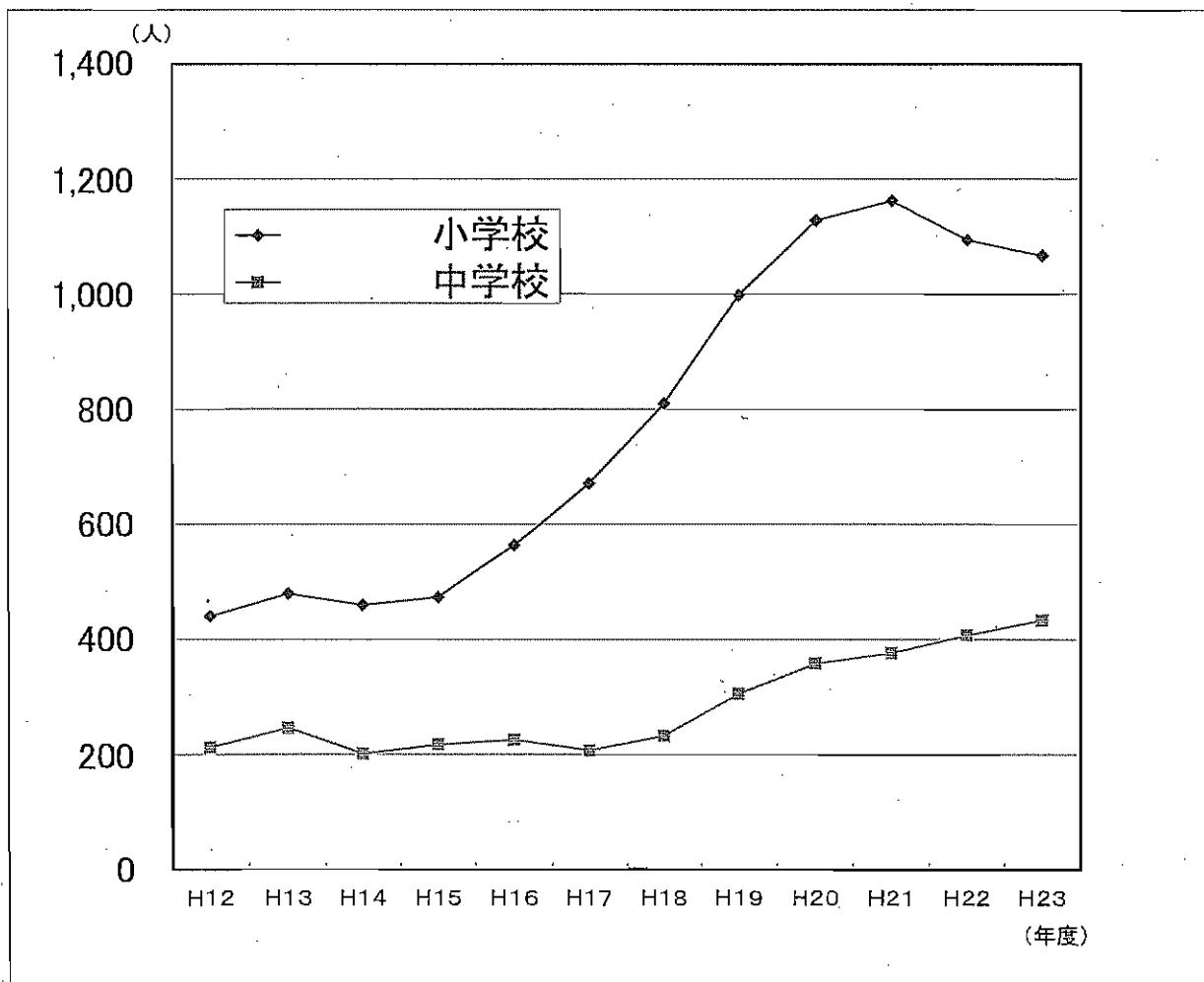
事業シート(概要説明書)

予算事業名	外国人児童生徒教育推進事業費			事業開始年度	平成19年度	
	23年度(予算)	22年度(決算)	21年度(決算)	20年度(決算)		
事業費	報酬	1,942 千円	1,798 千円	1,798 千円	1,812 千円	
	委託料	8,300 千円	13,367 千円	8,400 千円	8,400 千円	
	需用費	299 千円	1,079 千円	404 千円	429 千円	
	補助金	21,000 千円	15,590 千円	27,471 千円	20,143 千円	
	報償費	320 千円	1,473 千円	141 千円	46 千円	
	その他	3,719 千円	4,183 千円	3,778 千円	3,975 千円	
事業費合計		35,580 千円	37,490 千円	41,992 千円	34,805 千円	
人件費	担当正職員	2 人 18,016 千円	2.5 人 23,790 千円	2.5 人 23,675 千円	2.5 人 23,358 千円	
	臨時職員等	0 人 0 千円	0 人 0 千円	0 人 0 千円	0 人 0 千円	
	人件費合計	2 人 18,016 千円	2.5 人 23,790 千円	2.5 人 23,675 千円	2.5 人 23,358 千円	
総事業費		53,596 千円	61,280 千円	65,667 千円	58,163 千円	
財源内訳	国庫支出金	10,500 千円	14,945 千円	27,471 千円	20,143 千円	
	地方債	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
	その他特財	10 千円	10 千円	7 千円	61 千円	
	一般財源	25,070 千円	22,535 千円	14,514 千円	14,601 千円	
	財源合計	35,580 千円	37,490 千円	41,992 千円	34,805 千円	
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度
	外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問回数			回	2,048	2,014
	外国人児童生徒教育専門員の教育相談件数			件	173	139
	外国人児童生徒教育コーディネーターの学校訪問回数			回	98	—
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	外国人児童生徒巡回相談員やコーディネーターの学校訪問回数及び外国人児童生徒教育専門員の教育相談件数	千円	26.43	30.50
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度
	初期適応指導教室設置数			か所	10	9
	日本語指導の手引きの作成				手引き④「教科学習につながる教材と指導方法」(理論と実践事例)の作成	手引き③「教科学習につながる教材と指導方法」(取組例等)の作成
	巡回相談員やコーディネーターにより県が支援を行った市町数			市町	19	16
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>・就学支援については、県のモデル事業の委託により、市町が設置している初期適応指導教室の運営等の取組が進んできている。今後、市町がより主体的に実施していくためには、引き続き国の補助事業を受け、市町の取組を支援していく必要がある。</p> <p>・日本語指導等の指導体制について各市町の取組が十分でない中、三重県教育ビジョンに示す外国人児童生徒教育の推進に向けて、外国人児童生徒巡回相談員やコーディネーター等のように、専門性を持ち合わせ広域的な対応ができる人材の派遣や配置が引き続き必要であり、現場からの需要も高い状況である。</p> <p>・学習言語としての日本語の習得に関しては、全国的にも先進的な実践例も少ないため、先駆的かつ専門的な取組を県独自に展開する堅実な対応が求められている。</p> <p>・県が実施している外国人児童生徒教育の取組は、多文化共生政策の充実を求める請願、署名、提言の内容を具現化したものであり、一層の充実が求められている。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		なし				
特記事項 (事業の沿革等)		<p>平成19年度～22年度 外国人児童生徒支援事業(県単事業) 平成19年度～21年度 帰国・外国人児童生徒受入促進事業(国委嘱事業) 平成22年度 外国人児童生徒就学支援総合連携推進事業(国委嘱事業及び補助事業)</p>				

県内の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移
小中学校教育室

	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23
小学校	440	479	459	473	563	671	810	998	1,128	1,162	1,094	1,067
中学校	212	246	201	217	225	207	232	305	358	376	407	433
小中合計	652	725	660	690	788	878	1,042	1,303	1,486	1,538	1,501	1,500

※ 各年度9月1日時点の調査結果(平成23年度は5月1日時点)



【参考】

在籍がある公立小中学校数の推移

年度	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23
在籍がある小学校数	85	77	79	99	103	111	115	119	125	136	138	142
在籍がある中学校数	62	56	52	51	52	45	45	48	58	57	62	60
小中合計	147	133	131	150	155	156	160	167	183	193	200	202

※ 各年度9月1日時点の調査結果(平成23年度は5月1日時点)

事業シート(概要説明書)			
予算事業名	高等学校定時制通信制教科書学習書給与費	事業開始年度	昭和30年代
上位施策事業名	学校教育の充実	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 定時制通信制教科書学習書給与費取扱要領	担当室	高校教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	高校教育グループ 学校教育総務グループ
事業の必要性・実施の背景	経済的状況が厳しく、働きながら学ぶ勤労青少年に対して教育の機会均等を図るために、教科書学習書の購入に要する経費を補助し、経済的負担を軽減する必要がある。		
目的(何をどうするために)	高等学校定時制及び通信制課程に在学する勤労青少年に教科書学習書購入に係る経費を補助することで経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図り、勤労青少年の高等学校への修学を促進する。		
目標(何がどうなれば達成か)	定時制課程及び通信制課程の高等学校で修学する生徒に対し教科書学習書に係る経費を補助することで、経済的負担を軽減し就労と修学を促進する。		
対象(誰・何を対象に)	高等学校定時制及び通信制課程に在学する勤労青少年のうち、認定条件を満たしている生徒。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：給与認定生徒 実施主体：) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業概要	<p>・働きながら県立高等学校定時制課程及び通信制課程に在籍する生徒で、教科書学習書給与を希望する生徒のうち、認定条件を満たす生徒に対し、教科書学習書に係る費用を補助する。 【H23事業費 5,802千円】</p> <p>※補助の認定対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて一定の職業（定職）を持ち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている者。 ・1年間に概ね90日以上のパート・アルバイトに就いている者等。 		
関連事業(同一目的事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校定時制通信制修学奨励費 ・定時制高等学校夜食費補助事業費 		

事業シート(概要説明書)											
予算事業名	高等学校定時制通信制教科書学習書給与費				事業開始年度	昭和30年代					
	23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)	20年度(決算)					
事業費 人件費	報酬	千円			千円			千円			
	委託料	千円			千円			千円			
	需用費	千円			千円			千円			
	役務費	千円			千円			千円			
	扶助費	5,802 千円			1,933 千円			2,696 千円			
	事業費合計	5,802 千円			1,933 千円			2,315 千円			
人件費	担当正職員	0.08 人	721 千円	0.08 人	761 千円	0.08 人	758 千円	0.08 人			
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人			
	人件費合計	人	千円	人	千円	人	千円	人			
	総事業費	6,523 千円			2,694 千円			3,064 千円			
財源 内訳	国庫支出金	千円			千円			千円			
	地方債	千円			千円			千円			
	その他特財	千円			千円			千円			
	一般財源	5,802 千円			1,933 千円			2,696 千円			
	財源合計	5,802 千円			1,933 千円			2,315 千円			
事業実績 活動実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	給与認定数(実給与者数)				人	348	420	404			
	給与延冊数				冊	2,402	3,297	2,797			
	1人当たりの補助額				円/人	5,555	6,419	5,730			
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費		給与者数	円/人	7,741	8,223	7,584			
事業成果 成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	給与認定者の在籍数に対する割合				%	8.4	9.8	9.6			
	卒業者のうち給与認定者の割合				%	18					
	給与認定者の中途退学者の割合				%	1.4					
	(現場の声) ・経済的に厳しい生徒の負担が少しでも軽減されありがたい。 ・交通費すら大変な状態です。毎日の生活が苦しいので、給付をお願いします。										
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	定時制通信制で修学している生徒に対して、学習に不可欠な教科書学習書に係る費用を補助することにより、労働と勉学の両立を果たしながら、その経済的負担を軽減し、安心して修学できる環境を提供できるものとなっており、本事業を継続する必要がある。										
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	同様の教科書学習書給与事業は、三重県を含めて44都道府県が実施。(平成22年度)										
特記事項 (事業の沿革等)	平成16年度までは、国費50%県費50%の補助事業であったが、平成17年度のいわゆる三位一体改革により、国庫補助が廃止され、交付税措置へ移行している。										

事業シート(概要説明書)

予算事業名	高等学校定時制通信制修学奨励費	事業開始年度	昭和30年代
上位施策事業名	学校教育の充実	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与要綱	担当室	高校教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	高校教育グループ 学校教育総務グループ
事業の必要性 ・実施の背景	経済状況が厳しく、働きながら定時制課程及び通信制課程に学ぶ勤労青少年を対象として、修学奨励金を貸与することで、教育の機会均等を保障し、修学を促進することが必要である。		
目的 (何をどうするため)	定時制課程又は通信制課程に在学する優秀な生徒のうち、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学奨励金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。		
目標 (何がどうなれば達成か)	働きながら定時制課程及び通信制課程の高等学校で修学する経済的に困窮している世帯の生徒が、奨励金を貸与されることで、修学が促進され卒業までいたる。		
対象 (誰・何を対象に)	県内の高等学校定時制課程及び通信制課程(広域通信制を含む)に在学している勤労青少年のうち、経済的に困窮している世帯の生徒へ貸与している。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体：) <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： 貸与希望生徒) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業概要	県内の定時制課程及び通信制課程の生徒のうち、経常的収入を得る職業に就いている者であり、同一世帯に属するすべての者の収入の合計額が、生活保護法の1.5倍以下の世帯に属する者であって、貸与を希望する生徒を対象として行う。 【H23事業費 3,270千円】 学校長からの副申に基づき優秀であると認められる生徒について、経済的な貸与条件を満しているかどうか審査会を開き、承認の得られた貸与希望生徒に対し、貸与する。 【貸与月額 定時制 公立18,000円 私立30,000円 通信制 18,000円】 ※返還免除規定あり(「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例第3条により卒業した時は、申請により全額返還免除」)		
関連事業 (同一目的事業等)	高等学校定時制通信制教育教科書学習書給与費 定時制高等学校夜食費補助事業費		

事業シート(概要説明書)

予算事業名	高等学校定時制通信制修学奨励費				事業開始年度	昭和30年代					
	23年度(予算)	22年度(決算)	21年度(決算)	20年度(決算)							
事業費	報酬	千円	千円	千円	千円	千円					
	委託料	千円	千円	千円	千円	千円					
	需用費	千円	千円	千円	千円	千円					
	貸付金	3,240 千円	2,358 千円	3,240 千円	2,842 千円						
	その他	30 千円	0 千円	24 千円	42 千円						
事業費合計		3,270 千円	2,358 千円	3,264 千円	2,884 千円						
人件費	担当正職員	0.15 人	1,261 千円	0.15 人	1,332 千円	0.15 人	1,308 千円				
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円				
	人件費合計	0.15 人	1,261 千円	0.15 人	1,332 千円	0.15 人	1,308 千円				
総事業費		4,531 千円	3,690 千円	4,590 千円	4,192 千円						
財源内訳	国庫支出金	千円	千円	千円	千円	千円					
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円					
	その他特財	60 千円	228 千円	60 千円	48 千円						
	一般財源	3,210 千円	2,130 千円	3,204 千円	2,836 千円						
	財源合計	3,270 千円	2,358 千円	3,264 千円	2,884 千円						
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	貸与者数			人	11	15	17				
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	／	貸与者数	千円	336.5	306.0	246.3			
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	在籍者数に占める貸与者の割合			%	0.27	0.35	0.4				
	貸与者の中途退学者の割合			%	0	13	12				
	(現場の声)			・学校納付金が滞りはじめ困っていたところ、この奨励金を勧めることができて助かった。 ・アルバイトだけでは生活が厳しかったので、奨励金は生活するのに役立った。							
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	貸与者の精査を行いつつ、経済的理由により進路変更を余儀なくされないよう支援を行うことができた。 自らが働きながら定時制課程及び通信制課程で学ぶ意志を持ち、特に生活が厳しい経済要件に該当する生徒を対象としており、そのような経済的に修学が困難な生徒については、通学に係る費用や家族の生活を支える観点から引き続き支援が必要である。										
	同様の定時制通信制修学奨励費事業は、三重県を含め44の道府県が実施している。 (平成22年度)										
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)											
特記事項 (事業の沿革等)	平成16年度までは、国費50%県費50%で同様の貸付制度があったが、三位一体改革により、国庫補助金が廃止され、交付税措置へ移行したため、平成17年度から県単独の貸付制度として継続している。 平成21年度により厳しい経済状況の家庭への支援を厚くする目的から、経済要件を生活保護基準の1.5倍以下とし、貸与額を月額14,000円から18,000円に改定した。										

事業シート(概要説明書)			
予算事業名	定時制高等学校夜食費補助事業費	事業開始年度	昭和37年度
上位施策事業名	学校教育の充実	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	教育関係事業補助金等交付要綱	担当室	生徒指導・健康教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	学校安全・健康教育グループ
事業の必要性 ・実施の背景	「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づき、働きながら高等学校夜間定時制課程で学ぶ生徒の身体の健全な発達に資するために学校給食を実施しているが、一定の要件を満たす者に、その給食費の一部を補助し、勤労青少年の経済的負担を軽減することによって、夜間定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。		
目的 (何をどうするために)	高等学校夜間定時制課程に在学する者を対象として夜食費（夜間学校給食の実施に必要な物資の購入に要する経費）の補助を行うことで、高等学校の定時制教育の振興に資する。		
目標 (何がどうなれば達成か)	夜食費の一部を補助することで、高等学校夜間定時制課程で学ぶ生徒が、健康を保持し、仕事と学業の両立を図ることができる。		
対象 (誰、何を対象に)	高等学校夜間定時制課程に在学する勤労青少年のうち、認定条件を満たしている者		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：補助認定生徒 実施主体：夜間定時制高等学校給食会等) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業概要	<p>・高等学校夜間定時制課程に在籍し、夜間学校給食を食べる者で、夜食費の補助を希望する生徒のうち、認定条件を満たす生徒に対し、夜食費の一部を補助する。夜間学校給食1食あたり60円を補助する。 【H23事業費 2,186千円】</p> <p>※補助認定対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて一定の職業（定職）を持ち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている者 ・1年間に概ね90日以上パートまたはアルバイトに就いている者等 		
関連事業 (同一目的事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校定時制通信制教育教科書學習書給与費 ・高等学校定時制通信制修学奨励費 		

事業名		事業シート(概要説明書)			
予算事業名	定時制高等学校夜食費補助事業費	事業開始年度	昭和37年度		
	23年度(予算)	22年度(決算)	21年度(決算)	20年度(決算)	
事業費 人件費	報酬	千円	千円	千円	千円
	委託料	千円	千円	千円	千円
	需用費	千円	千円	千円	千円
	役務費	千円	千円	千円	千円
	補助金	2,186 千円	1,785 千円	1,916 千円	2,890 千円
	事業費合計	2,186 千円	1,785 千円	1,916 千円	2,890 千円
	担当正職員	0.1 人	900 千円	0.1 人	951 千円
	臨時職員等	人	千円	人	千円
人件費合計		0.1 人	900 千円	0.1 人	951 千円
総事業費		3,086 千円	2,736 千円	2,863 千円	3,824 千円
財源 内訳	国庫支出金	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他特財	千円	千円	千円	千円
	一般財源	2,186 千円	1,785 千円	1,916 千円	2,890 千円
	財源合計	2,186 千円	1,785 千円	1,916 千円	2,890 千円
事業実績 活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度
	補助認定者数(延べ)			人	202
	補助した給食の食数(延べ)			食	29,766
	1人当たりの年間補助額			円/人	8,836
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/ 補助認定者数	円/人	13,544
事業成果 成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度
	学校給食を食べている生徒の中で夜食費の補助を受けている割合			%	22.0
	補助認定者の中途退学者の割合			%	1.5
	<ul style="list-style-type: none"> 仕事後、授業前に給食を食べることにより、精神的に安定した状態で授業を受けることができておらず、夜間学校給食が生徒の精神面を支える役割も果たしている。 平成22年度に夜食費の補助を受けた生徒の中途退学率は1.5%で、三重県の定時制課程の中途退学率(11.2%)を大きく下回っている。 				
	<p>夜間に修学する不規則になりがちな生活の中で、給食により夕食を毎日定時に食べることは、生徒の健康保持、学業の継続をするうえで大きな役割を果たしている。</p> <p>夜食費補助が開始された昭和30年代から社会情勢の変化はあるものの、長引く不況で経済状況は厳しく、夜食費の補助がなくなれば、経済的理由から夜間学校給食を食べなくなる生徒が生じる懸念がある。</p> <p>働きながら学ぶ生徒に対して、学業との両立を支援するという観点から、本事業を継続する必要がある。</p>				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>【近隣県の補助額】(岐阜県:77円、愛知県:0円、静岡県:78.07円) 【全国の状況】(H22調査) 補助を行っている都道府県数 35 補助を行っていない都道府県数 12 (単価設定を行っている都道府県:31都道府県、平均補助単価:73.92円) (現物支給を行っている府県:4府県)※現物はパン、牛乳等</p>				
	<p>【事業の沿革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和37年度~ 高等学校夜間定時制課程で給食を食べる生徒全員に補助 (国庫補助 ~S58 1/2、S59~H16 1/3) 平成7年度~ 有職生徒(定職についている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者)等を対象に補助 平成17年度 いわゆる「三位一体改革」に伴い、国庫補助から交付税措置へ移行 平成21年度 補助額の見直し(1食あたり76.11円から60円に減額) 				
特記事項 (事業の沿革等)					

事業シート(概要説明書)			
予算事業名	地域との絆を育む高校生支援事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	学校教育の充実	担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	学校教育法施行規則、学習指導要領	担当室	高校教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	高校教育グループ
事業の必要性 実施の背景	<p>本県では、地域のために意欲的に貢献したいと考える生徒の割合が低く、地域とどのように関わっていけばよいのかわからない高校生が多い傾向にある。このため、人と人、人と地域の絆を大切にする教育を推進する必要がある。</p> <p>本年3月11日に発生した東日本大震災は、私達に、未曾有の被害から復興に向けて立ち上がる人間の気力の源には「地域の絆」の強さが必要不可欠であることを多くの日本人に考えさせる機会となつた。この「地域の絆」を育むためには、地域において若者も地域貢献活動等に参画し、地域やそこに住む人々を大切に思う気持ちを育成する取組を継続することが重要である。</p> <p>なお、高等学校学習指導要領においては、生徒の豊かな心の育成に向けて、ボランティア活動等の社会奉仕に係る体験的な学習の充実を図るとともに、その成果の発表等を通じてプレゼンテーション能力や言語活動能力の育成が求められているところである。</p>		
目的 (何をどうするために)	<p>高校生が、地域において地域貢献活動に参画し、地域の活性化に取り組むことを通じ、思いやりの心や責任感、主体性を育むとともに、地域社会の一員としての自覚や自己の役割を認識し、将来自立した社会人となることを目指している。</p> <p>また、現在、教育改革推進会議で進めている3テーマのうちの1つである「郷土教育の推進」と関わりを持つとともに、郷土の歴史や産業を実体験を通して学習する機会となり、郷土の教育力を活用することで、郷土愛を育むことが可能となる。</p> <p>さらに、学習成果の発表会等を開催するとともに、高校生、保護者、地域住民、小中学生との交流を深めることを通して、人と人、地域と地域の絆を大切にする、豊かな心を持った高校生の姿を広く県民に発信する。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>高校生の地域社会の一員としての自覚を育むため、地域貢献等の取組を推進する学校を支援することにより、地域の人々とともに地域活性化に向けて取り組む高等学校が増加する。</p> <p>また、取組成果の発表、生徒同士の交流、地域の人々との交流を通じて、高校生が主体的に地域の一員としての自覚を持つとともに、プレゼンテーション能力や言語活動能力が育成される。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	県立高等学校		
事業概要 実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体：) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など)	<p>〈事業内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動（地域の独居高齢者を対象としたデイサービスでお弁当を作る、地域に伝わる伝説を基に作成した絵本を幼稚園・小学校へ配布、創作ミュージカルの舞台発表、地元地域のPRマップを関係機関に配布等）を通じて地域の活性化に取り組む学校を支援する。 ・地域の活性化への取組に係る情報発信や地域の人々との交流の機会として、高校生フェスティバルを開催する。 <p>高校生フェスティバルでは、高校生が地域との協働を通じた取組などの学習成果の発表を行ったり、専門学科・総合学科に学ぶ生徒の実習作品の展示・実演・即売や高等学校の文化活動の成果発表等を行う。</p> <p>〈取組方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校の指定 「総合的な学習の時間」や「課題研究」等の学校の教育活動を活用し、地域貢献活動、地域社会の活性化に取り組むモデル校を指定する。 ・学習成果発表 高校生が学校の教育活動における学習等を通じて獲得した学習成果等について、発表会や学校間交流等を実施し、言語活動能力の向上を図るとともに、広く県内の地域や全国の高校生に発信し、将来を担う若者の主体的な学びにつなげる。 ・報告書作成 モデル校の取組の成果や指導方法等を普及するために、報告書作成やWEBサイトへの掲載により各県立高等学校等に発信する。 		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

予算事業名		事業シート(概要説明書)			
事業費 内訳	地域との絆を育む高校生支援事業費	事業開始年度		平成19年度	
	23年度(予算)	22年度(決算)	21年度(決算)	20年度(決算)	
	報償費	350 千円	378 千円	457 千円	368 千円
	旅費	629 千円	810 千円	642 千円	1,100 千円
	需用費	1,650 千円	880 千円	1,088 千円	1,134 千円
	役務費	101 千円	12 千円	7 千円	10 千円
	その他	3,588 千円	505 千円	501 千円	426 千円
	事業費合計	6,318 千円	2,585 千円	2,695 千円	3,038 千円
	担当正職員 人件費	0.2 人 人	1,802 千円 千円	0.2 人 人	1,894 千円 千円
人件費合計	0.2 人	1,802 千円	0.2 人	1,894 千円	0.2 人
総事業費	8,120 千円	4,489 千円	4,589 千円	4,907 千円	
財源内訳	国庫支出金 地方債 その他特財 一般財源 財源合計	千円 千円 千円 6,318 千円 6,318 千円	千円 千円 千円 2,585 千円 2,585 千円	千円 千円 千円 2,551 千円 2,551 千円	千円 千円 千円 3,039 千円 3,039 千円
事業実績	【活動指標名】	単位	H22年度	H21年度	H20年度
活動実績	事業実施校数	校	13	12	14
	高校生フェスティバル参加者数	人	約3,000	約3,000	約5,000
効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 事業実施校数	千円	345	370	351
事業成果	【成果指標名】	単位	H22年度	H21年度	H20年度
成果実績 (事業目標達成状況)	高校生フォーラム(学習成果発表会)における参加者の満足度(大変良かったという割合)	%	77.1	71.4	66.7
	事業実施校における体験後の生徒自身の満足度(やって良かったという割合)	%	87.8		
	・学校の声:地域の高齢者を対象にしたデイサービスでお弁当作りに取組む事で、生徒が地域の人々の役に立てたことを体感し、自己有用感を高める事ができ、自信を持つとともに、地域の良さを知ることができた。地域社会に貢献する若者を育成するためには、無くてはならない事業である。 ・地域からの声:高校生による創作ミュージカルの舞台発表や老人ホームの庭園整備の際、高校生とのまごころ溢れる触れ合いを通じ、若者の力を再認識した。また、生きる希望をいただいた。今後も学校と取組みを続けていきたい。 ・体験した生徒の声:自分の作った絵本に対し、園児から何を言われるか自信が無く、大変不安であったが、園に読み聞かせに出かけ、真剣に聞いてくれる姿を見て本当に嬉しかった。今度は、絵本作家など専門家の指導を受け、絵本を作成し、読み聞かせに挑戦したい。				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	・高校生フェスティバルは、年に一度、高校生が日頃の取組を互いに発表し交流する場であるとともに、学んだ成果を地域に発信し、地域の素晴らしさを認識する機会である。また、多くの県民と交流できるイベントであり、高校生と高校生、高校生と地域、地域と地域が交流しつながることにより、絆を大切にする心や地域に貢献しようとする態度を養うための重要な機会となっており、継続が必要である。 ・地域貢献活動は、実施校をモデル校的に指定し、生徒による研究発表の機会を設けるとともに、研究報告冊子を作成し、県内に広く情報発信してきた。しかし、事業実施校の拡大が進んでいないことが課題である。体験内容については、生徒の満足度は高いものがあるので、学校と地域の間で取組内容を自立・定着するとともに取組の拡充を図るための工夫が必要である。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	なし				
特記事項 (事業の沿革等)	平成19年度より重点事業として実施してきた。				

事業シート(概要説明書)

予算事業名	キャリア教育バージョンアップ事業費(うちモデル事業)		事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	学校教育の充実		担当部局	教育委員会事務局
根拠法令	学校教育法施行規則、学習指導要領、教育振興基本計画		担当室	高校教育室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		グループ名	進路指導・入試グループ
事業の必要性・実施の背景	<p>本県において、新規高等学校卒業者の就職後1年以内の離職率が13.3%(平成21年3月卒業者)、3年以内の離職率が36.1%(平成19年3月卒業者)であるなど、学校から社会・職業への移行が円滑に行われていない状況がある。このため、児童生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来自立した社会人として社会参加できるよう、キャリア教育の充実を図る必要がある。</p> <p>なお、平成20年3月に公表された新しい小・中学校学習指導要領において、随所にキャリア教育が目指す目標や内容が盛り込まれている。そして、平成20年7月に閣議決定された国の教育振興基本計画や、平成21年3月に公表された新しい高等学校学習指導要領において「キャリア教育を推進する」ことが明記されている。</p>			
	<p>目的的(何をどうするために)</p> <p>普通科高等学校に進学する者も含め、すべての児童生徒が、勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を社会に出るまでに身に付けられるようにするため、各学校段階を通じた組織的・系統的なキャリア教育を進めるとともに、各学校・家庭・地域・企業等との連携を図りながら、各高等学校の特色に応じたキャリア教育を推進する。</p>			
	<p>目標(何がどうなれば達成か)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異校種間の連携によるキャリア教育プログラム作成に取り組む市町が着実に増加する。(平成27年度までに75.0%) ・高等学校卒業者が就職した県内企業に定着する比率が増加する。 			
	<p>対象(誰・何を対象)</p> <p>県立高等学校、公立小・中学校</p>			
	<p><input checked="" type="checkbox"/>直接実施 <input checked="" type="checkbox"/>業務委託 又は <input type="checkbox"/>指定管理</p> <p>(委託先又は指定管理者) 14市町教育委員会へ系統的なキャリア教育実践研究委託: 1,740千円 ・教育と探求社(クエストエデュケーションプログラム) 〔実際の企業活動を実体験できるプログラム〕を提供している唯一の事業者へ委託: 900千円</p>			
	<p><input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)</p>			
	<p><input type="checkbox"/>貸付(貸付先:) <input checked="" type="checkbox"/>その他()</p>			
	<p>事業内容(手段・手法など)</p> <p>①系統的なキャリア教育実践研究(県費3,738千円) 小学校、中学校、高等学校で段階的に社会的・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育成するため、異なる校種が連携して実施する系統的なキャリア教育を推進する。平成23年度は県内14市町(全市町の48.3%)で指定校を定め、校種間連携による系統的なキャリア教育プログラムの実践研究と、成果の普及を図り、将来の職業選択につなげる。</p> <p>②「日本版デュアルシステム」の推進(県費3,407千円) 高等学校と産業界が連携し、学校での学習と企業における長期実習を組み合わせた「日本版デュアルシステム」を推進する。平成23年度は、これを実施する6校に対して、受入企業謝金や事前・事後学習に係る講師謝金、参加生徒の傷害・賠償責任保険料等を支援する。</p> <p>③職業教育拡充サポート(県費2,389千円・その他960千円) 農業・工業・商業・家庭などの専門学科を設置する高校において、学科の特色を活かした職業教育を推進する。平成23年度は、7校に対して、地域の農産物を活用した商品開発と販売や、伝統建築の木材加工技術の習得等にかかる講師謝金・材料費等を支援する。</p>			
事業概要	<p>関連事業(同一目的事業等)</p> <p>なし</p>			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		キャリア教育バージョンアップ事業費(うちモデル事業)				事業開始年度		平成19年度															
		23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)															
事業費 コスト	報償費	2,850 千円		2,011 千円		1,436 千円		2,420 千円															
	旅費	1,821 千円		1,432 千円		1,186 千円		1,090 千円															
	役務費	729 千円		182 千円		167 千円		174 千円															
	委託費	2,640 千円		1,569 千円		1,130 千円		548 千円															
	その他	2,454 千円		1,402 千円		1,384 千円		2,298 千円															
	事業費合計	10,494 千円		6,596 千円		5,303 千円		6,530 千円															
	担当正職員	0.7 人	6,306 千円	0.7 人	6,661 千円	0.7 人	6,629 千円	0.7 人	6,540 千円														
人件費	臨時職員等	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円														
	人件費合計	0.7 人	6,306 千円	0.7 人	6,661 千円	0.7 人	6,629 千円	0.7 人	6,540 千円														
	総事業費	16,800 千円		13,257 千円		11,932 千円		13,070 千円															
財源 内訳	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円															
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円															
	その他特財	960 千円		602 千円		516 千円		840 千円															
	一般財源	9,534 千円		5,994 千円		4,787 千円		5,690 千円															
	財源合計	10,494 千円		6,596 千円		5,303 千円		6,530 千円															
事業実績	【活動指標名】	単位		H22年度		H21年度		H20年度															
	小学校・中学校・高等学校が系統的なキャリア教育に取り組んだ市町の数（29市町に対する割合）	市町 (%)	8 (27.6%)		8 (27.6%)		6 (20.7%)																
	「日本版デュアルシステム」を実施する高等学校数	校	5		5		5																
	本事業の支援による職業教育に取り組む高等学校数	校	7		7		7																
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 千円																					
事業成果 成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】	単位		H22年度		H21年度		H20年度															
	高等学校卒業者が就職した県内企業に1年後就業している割合	%	88.2 (平成21年3月卒業)		84.1 (平成20年3月卒業)		82.7 (平成19年3月卒業)																
	高等学校卒業者が就職した県内企業に1年後に就業している割合=100-進路不適応による離職率 ※ 進路不適応による離職率とは、三重労働局の調査による離職率から、過去5年間の厚生労働省の雇用労働調査結果をもとに、倒産、結婚等による離職を控除したもの。																						
	(学校現場の声)	<p>・「自分のしたい仕事について考えている」「目標を持って、教科の勉強に力を入れている」等を感じる児童生徒が増えており、勤労観・職業観の育成に効果が上がっている。</p> <p>・生徒が長期にわたって企業と連携し「日本版デュアルシステム」を実施するには、経済的な支援が必要である。</p>																					
	事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>系統的なキャリア教育実践研究では、平成23年度は29市町中14市町にてキャリア教育プログラムの開発・改善を行っている。「日本版デュアルシステム」は、これを実施するすべての高校を支援し、うち2校がこれまでにキャリア教育優良学校文部科学大臣表彰を受賞している。職業教育拡充サポートを通じて、より高い専門的な教育の実現が可能となっており、特定の職業に従事するための必要な知識・技能・能力の向上等が図られている。</p> <p>校種間連携による系統的なキャリア教育については、キャリア教育プログラムの普及が進んでいないこと等が課題であり、より効果的な手法により、学校から社会・職業への移行がさらに円滑に行われるよう取り組む必要がある。</p>																					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	なし																						
特記事項 (事業の沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19~22年度 学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業 現在、「キャリア教育の充実」について、三重県教育改革推進会議で審議が進められている。 																						

4 台風12号による被害と対応状況について

1 県立学校の主な被害及び対応状況

●紀南高等学校

<被害状況>

- ・管理棟、教室棟、特別教室棟：床上浸水約1.7m
- ・体育館、卓球場、武道場：床上浸水
- ・グラウンド、テニスコート：土砂等流入

<ライフライン>

- ・9月5日現在
　　水道：使用可能
　　電気、ガス、電話：使用不可
- ・10月4日現在
　　電気、水道、ガス：使用可能
　　電話：仮復旧（代表電話のみ）

<対応状況>

- ・施設の復旧工事早期着手及びパソコン等情報システムの復旧に向け準備を進めている。情報システムは仮復旧済。

<清掃作業支援>

- ・教育委員会事務局及び県立学校教職員による支援
　　9月5日から13日まで延べ366名

<授業再開>

- ・9月20日から短縮日課、9月28日から平常授業

●木本高等学校

<被害状況>

- ・総合学科棟、体育館、トレーニング場：床上浸水
- ・第2棟、第3棟：トイレ逆流
- ・グラウンド、テニスコート：土砂等流入

<ライフライン>

- ・9月5日現在
　　電気、ガス、電話：使用可能
　　水道：使用不可
- ・10月4日現在
　　電気、水道、ガス、電話：使用可能

<授業再開>

- ・9月9日から短縮日課、9月12日から平常授業

●特別支援学校伊賀つばさ学園

<被害状況>

- ・校舎敷地の擁壁：約70メートルに渡って崩落

<ライフライン>

- ・9月5日現在
　　電気、水道、ガス、電話：使用不可

- ・10月4日現在
電気、電話：使用可能
水道：管理棟、中学部棟、高等部棟教室使用可能
ガス：管理棟、中学部棟、高等部棟、食堂棟使用可能

<対応状況>

- ・施設の復旧工事早期着手に向け準備を進めている。

<授業再開>

- ・9月8日から短縮日課、9月12日から平常授業

2 公立小中学校の主な被害及び対応状況

○松阪市

●飯高西中学校

- ・平成23年7月の台風6号で崩落し仮復旧した法面が崩落
・復旧作業を進めている。
・9月5日から平常授業

○大紀町

●大紀小学校

- ・グラウンドに土砂等流入
・復旧済
・9月5日のみ始業繰り下げ

○熊野市

●飛鳥小学校

- ・床上浸水、グラウンドに土砂等流入
・復旧済
・9月7日から短縮日課、9月20日から平常授業

●井戸小学校

- ・床上浸水、グラウンドに土砂等流入
・復旧済
・9月6日から短縮日課、9月12日から平常授業

●飛鳥中学校

- ・グラウンドに土砂等流入
・復旧済
・9月6日から短縮日課、9月13日から平常授業

○紀宝町

●成川小学校

- ・1階が冠水、校舎・体育館の建物と設備に被害、グラウンドに土砂等流入
・グラウンドの土砂等撤去済、1階の被害について復旧作業中
・9月14日から短縮日課、9月20日から平常授業

●相野谷小学校

- ・1階が冠水、校舎・体育館の建物と設備に被害、グラウンドに土砂等流入
・グラウンドの土砂等撤去済、1階の被害について復旧作業中
・9月16日から短縮日課、9月26日から平常授業

●矢淵中学校

- ・グラウンドに土砂等流入、校舎横の山崩れ、体育館1階部屋及び校舎（技術室）浸水、校舎裏吹きつけ法面崩落、窓ガラス破損
- ・復旧作業を進めている。
- ・9月14日から短縮日課、9月16日から平常授業

<清掃作業支援>

- ・成川小学校、相野谷小学校の清掃作業に、教育委員会事務局職員を派遣
9月7日から13日まで、延べ24名

3 社会教育施設の主な被害状況

○熊野市

●熊野市紀和鉱山資料館

- ・1階床上浸水、エレベーター・冷暖房設備・音響映像機器等備品に被害
- ・閉鎖中。復旧に向け準備を進めている。

●熊野市文化交流センター

- ・駐車場施設システム浸水、フェンス倒壊
- ・復旧に向け準備を進めている。営業は行っている。

○御浜町

●御浜町中央公民館

- ・1階冠水、ホール備品に被害
- ・休館中。復旧に向け準備を進めている。

4 スポーツ施設の主な被害及び対応状況

○大紀町

●大紀町地域交流センター（体育館）

- ・床上浸水、配電盤等に被害
- ・床上の泥は撤去済、現在乾燥中、使用するには床の張替えと配電盤の修理が必要なため、現在使用不可

○熊野市

●山崎運動公園

- ・グラウンド、野球場、屋内競技場等公園内施設全体が浸水、泥堆積し、備品等に被害
- ・泥を撤去し、公園内施設は使用可能となっているが、ナイター施設や浄化槽の修理などが必要

○紀宝町

●紀宝町深田運動場

- ・グラウンド、テニスコートが浸水、フェンス体育用具等に被害
- ・災害の瓦礫置き場となっているため、復旧の目途は立っていない。

5 文化財の被害及び対応状況

●熊野古道

- ・熊野参詣道 伊勢路（荷坂峠道、大吹峠道、横垣峠道、風伝峠道）
斜面崩壊や倒木など
- ・熊野参詣道 七里御浜
多量の流木
- ・熊野三山 熊野速玉大社（御船島）
島上の樹木の全流失、流木の打ち上げ

<対応状況>

- ・荷坂峠道、大吹峠道：復旧済
- ・七里御浜：流木の撤去に着手済
- ・御船島：島の清掃を熊野速玉大社において実施
- ・横垣峠道、風伝峠道は、市町や県関係部局と対応の協議を開始したが、被害が大きく復旧作業は未着手
- ・今後、被害箇所について、文化庁の指導を得ながら、関係市町教育委員会の修復計画、早期復旧を支援していく。

6 各種支援

(1) スクールカウンセラーの派遣

被災した児童の心のケアを実施

●紀宝町

成川小学校（1名）：9月14～16、26、27日

相野谷小学校（2名）：9月15、16日（1名）、28～30日（1名）

●熊野市

入鹿小学校（1名）：10月4日

(2) 学用品の給与

災害救助法に基づき、滅失又は毀損した教科書、教材、文房具等を給与します。（災害救助法適用市町：熊野市、御浜町、紀宝町）

①小中学校

- ・教科書は、熊野市、御浜町、紀宝町の児童生徒に既に給与されました。
- ・教材等については、現在該当市町教育委員会により、速やかに対応を進めています。

②県立高校

- ・木本高等学校、紀南高等学校が対象となっています。
- ・教科書は、速やかに給与されるよう手配済みです。現在はプリント等で対応しています。
- ・教材等についても各校において、該当生徒に給与できるよう対応しています。

③特別支援学校

該当校なし